

接続約款変更届出書

令和3年6月24日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

住 所 とうきょうとみなとくかいがんにっしょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 わい やれす してい ぶらん にんぐ かぶしきがいしゃ
Wireless City Planning 株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役社長 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成22年12月1日 第342号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年7月1日
------	----------

(WCP)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧
<p>(特定事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 4 条 当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。</p> <p>2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表 1 はこの約款の別表 1 に、特定事業者接続約款の別表 2 は、この約款の別表 2 に定めるとおりとします。</p> <p>※特定事業者接続約款の新旧対照表は別添のとおり</p> <p>(技術的条件)</p> <p>第 6 条 当社は、第 5 条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇所における技術的条件を、特定事業者の技術的条件集に規定します。</p> <p>(準用の除外)</p> <p>第 11 条 第 4 条(特定事業者が定める接続約款の準用)に基づき準用する特定事業者接続約款の規定のうち、第 53 条(ローミングに係る譲渡の承認)、第 64 条(従量制の網使用料の支払義務)、第 67 条(手続費の支払義務)第 1 項の第 1 号及び第 2 項、第 67 条の 2(ユニバーサルサービス料の支払義務)、<u>第 67 条の 4(電話リレーサービス料の支払義務)</u>、第 68 条(従量制の網使用料の計算方法)、第 70 条(通信時間の測定等)、第 81 条(債権譲受)、第 82 条(債権譲渡)、第 91 条(ローミングに係る特例)、第 97 条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)、料金表における通則 2(料金等の減免)は、当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続では適用しません。</p>	<p>(特定事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 4 条 当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。</p> <p>2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表 1 はこの約款の別表 1 に、特定事業者接続約款の別表 2 は、この約款の別表 2 に定めるとおりとします</p> <p>(技術的条件)</p> <p>第 6 条 当社は、第 7 条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇所における技術的条件を、特定事業者の技術的条件集に規定します。</p> <p>(準用の除外)</p> <p>第 11 条 第 6 条(特定事業者が定める接続約款の準用)に基づき準用する特定事業者接続約款の規定のうち、第 53 条(ローミングに係る譲渡の承認)、第 64 条(従量制の網使用料の支払義務)、第 67 条(手続費の支払義務)第 1 項の第 1 号及び第 2 項、第 67 条の 2(ユニバーサル料の支払義務)、第 68 条(従量制の網使用料の計算方法)、第 70 条(通信時間の測定等)、第 81 条(債権譲受)、第 82 条(債権譲渡)、第 91 条(ローミングに係る特例)、第 97 条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)、料金表における通則 2(料金等の減免)は、当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続では適用しません。</p>

<p>(準用の一部除外)</p> <p>第 12 条 第 4 条(特定事業者が定める接続約款の準用)に基づき準用する特定事業者接続約款の規定のうち、第 63 条(料金等)、第 71 条(料金の支払い)における規定は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料について当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続では適用しません。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則 (略) <u>附 則(令和 3 年 6 月 23 日 XKS2106230000060001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。</u></p>	<p>(準用の一部除外)</p> <p>第 12 条 第 6 条(特定事業者が定める接続約款の準用)に基づき準用する特定事業者接続約款の規定のうち、第 63 条(料金等)、第 71 条(料金の支払い)における規定は、ユニバーサルサービス料について当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続では適用しません。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則 (略)</p>
---	---

(SB)接続約款新旧対照表

別添

新	旧
<p>第 10 章 料金等</p> <p>第 1 節 料金及び工事又は手続きに関する費用 (料金等)</p> <p>第 63 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前 3 項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を設定します。</p> <p>第 2 節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第 64 条の 2 (略)</p> <p>2 前項の規定により支払いを要する協定事業者は、第 69 条(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法)の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>第 3 節の 4 電話リレーサービス料の支払義務</u> <u>(電話リレーサービス料の支払義務)</u></p> <p><u>第 67 条の 4 協定事業者は、第 64 条の 2(定額制の網使用料の支払義務)第 3 項の規定に基づき別表 1(接続により提供する機能)に規定する MVNO 回線管理機能又は 00XY MVNO 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、電気通信番号規則別表第 3 号に定める電気通信番号を用いる場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、3G</u></p>	<p>第 10 章 料金等</p> <p>第 1 節 料金及び工事又は手続きに関する費用 (料金等)</p> <p>第 63 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前 3 項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料を設定します。</p> <p>第 2 節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第 64 条の 2 (略)</p> <p>2 前項の規定により支払いを要する協定事業者は、第 69 条(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料の計算方法)の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

通信サービス契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。

第4節 料金の計算及び支払い

(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法)

第69条 当社は、定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は暦月に従って計算します。

2 (略)

(料金の支払い)

第71条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、3Gチップの利用に係る費用及び電話リレーサービス料をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 (略)

附則

(略)

附 則(令和3年6月23日 MKS2106230004750001)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

第4節 料金の計算及び支払い

(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料の計算方法)

第69条 当社は、定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料は暦月に従って計算します。

2 (略)

(料金の支払い)

第71条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料及び3Gチップの利用に係る費用をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 (略)

附則

(略)